

「商品 CFD 取引契約締結前交付書面・注意喚起文書」新旧対照表

平成 30 年 7 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
P6 <u>カバー取引について</u> 当社のカバー取引は下記の外国法人を相手方とするか取次ぎ先とし、下記の外国金融商品市場を執行先として行います。 <u>(削除)</u>	P6 <u>カバー取引について</u> 当社のカバー取引は下記の外国法人を相手方とするか取次ぎ先とし、下記の外国金融商品市場を執行先として行います。 <u>商号又は名称：メリル・リンチ・インターナショナル (Merrill Lynch International.)</u> <u>監督を受けている外国当局の名称：英国金融行為機構 (U.K. FCA), 英国健全性規制機構 (U.K. PRA)</u> <u>業務内容：証券業</u>
<u>(削除)</u>	<u>商号又は名称: ビー・エヌ・ピー・パリバ (BNP Paribas)</u> <u>監督を受けている外国当局の名称：フランス金融市場庁 (French Securities Regulator (ALF))</u> <u>業務内容：銀行業</u>

以上